

議案第36号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表保健福祉部の表中20の項を削り、21の項を20の項とし、21の2の項を21の項とする。

別表土木部の表5の2の項の次に次のように加える。

<p>5の2の2 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 法第32条の規定による専用水道の布設工事の設計が施設基準に適合することについての確認(2) 法第33条第1項の規定による専用水道の布設工事の設計に係る確認の申請書の受理(3) 法第33条第3項の規定による申請書の記載事項の変更の届出の受理(4) 法第33条第5項の規定による施設基準に適合することの確認等の通知(5) 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による専用水道の給水開始前の届出の受理(6) 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による業務の委託に係る届出の受理(7) 法第36条第1項の規定による専用水道の水道施設の改善の指示(8) 法第36条第2項の規定による専用水道の水道技術管理者に対する警告又は設置者に対する水道技術管理者の変更の勧告(9) 法第36条第3項の規定による簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の必要な措置の指示(10) 法第37条の規定による専用水道又は簡易専用水道の給水停止命令(11) 法第39条第2項の規定による専用水道の設置者からの報告の徴収又は立入検査(12) 法第39条第3項の規定による簡易専用水道の設置者からの報告の徴収又は立入検査	<p>各町村</p>
--	------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

保健福祉部の所管に係る水道法に基づく事務の土木部への移管に伴い、所要の改正をしようとするものである。